

低濃度 PCB 含有電気機器把握支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 事業活動に伴って廃棄物となった電気機器又は使用中の電気機器について、低濃度 PCB 廃棄物及び使用製品（以下「低濃度 PCB 廃棄物等」という。）の実態把握を促進し、処理期限内の確実かつ適正な処理完了に寄与することを目的とし、「低濃度 PCB 廃棄物等」の判別に必要な費用の一部を、低濃度 PCB 含有電気機器把握支援補助金（以下「補助金」という。）として予算の範囲内において交付するものとする。当該補助金の交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年4月1日北海道規則第34号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付対象となる事業は低濃度 PCB 廃棄物等の判別に関する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、北海道内において別表1に掲げる種類及び確認要件を満たす電気機器を自ら保管又は使用する次の各号に掲げる者とする。

(1) 次のいずれかに該当する個人

ア 法人の解散又は個人事業の廃止により保管することとなった個人

イ ア以外の理由で保管することとなった個人（第2号に掲げる者を除く。）

(2) 次のいずれかに該当する法人等

ア 中小企業者（別表2に掲げる業種毎に定める資本金若しくは出資の総額又は常時使用する従業員数のいずれかに該当する法人又は個人（別表2のいずれかに該当する者（別表2に該当しない一又は二以上の会社（以下この条において「大企業者」という。）の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和40年法律第34号）第4条の2に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係ある者を除いたものをいう。))

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

ウ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者に該当する者（イの中小企業団体を除く。）

エ 中小法人（従業員が100人以下である法人であって、アからウに掲げるもの又は市町村を除く。）

(3) 次のいずれかに該当する市町村

ア 職員数（申請直近年度の地方公共団体定員管理調査（総務省）における調査対象職員）が100人以下

イ 申請直近年度以前の3カ年の財政力指数の平均値が0.2以下

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費、補助率及び上限額は別表3のとおりとする。

2 別表3の濃度分析は第1号に掲げる機関が第2号に掲げる方法により実施したものでなければならない。

(1) 濃度分析を行う機関

ア 計量法（平成4年法律第51号。以下同じ。）に基づき、特定計量証明事業者としての認定を受けた分析機関（自ら分析を行う者に限る。）

イ 計量法に基づき、計量証明事業者としての登録を受けた分析機関（自ら分析を行う者に限る。）

ウ 計量法に基づき、登録を受けずに計量証明事業が行うことができる、国若しくは地方公共団

体又は独立行政法人（自ら分析を行う者に限る。）

(2) 濃度分析の方法

- ア 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）別表第2に規定する方法
- イ 絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル第3版（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に規定する方法（迅速判定法を除く。）

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（別記第1号様式）に別表4の書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 補助金等交付申請書の提出は次により行うものとする。

(1) 提出期限

- 一次 令和8年9月30日（水）
- 二次 令和9年2月19日（金）

(2) 提出先

環境生活部環境保全局循環型社会推進課

3 交付の申請に当たっては、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定）

第6条 知事は前条の規定により申請を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは申請期限終了後速やかに交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 交付決定にあたっては、第3条各号の補助対象者の区分及びPCB廃棄物等に該当することが判明した場合の処分予定年月を考慮するものとする。

（交付の条件）

第7条 知事は補助金の交付決定に当たっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、低濃度PCB含有電気機器把握支援補助金交付要綱（平成29年9月15日付け循環第1500号環境生活部長決定）及びこの決定の通知に従わなければならない。
- (2) この補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、別記第2号様式によりその金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (3) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (4) 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあ

る。

ア 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

イ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

ウ 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

- (5) 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (6) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (7) 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (8) 補助事業により判明した PCB 廃棄物等は、速やかに適正処理するよう努めなければならない。

（交付申請の取り下げ）

第 8 条 補助事業者等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から 10 日以内に、補助金等交付申請取下書（別記第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助金の額の確定）

第 9 条 知事は、第 6 条の規定による交付決定に合わせて、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金は、補助金の額を確定した後、支払うものとする。

（交付の決定の取消し）

第 10 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金をほかの用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正にほかの補助金等（道以外のものが補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) (1) から (3) までに掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 1 の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助事業に関する帳簿及び書類）

第 11 条 補助事業者は補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外との経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

2 1 により備えるべき帳簿及び書類は、次のとおりとする。

- (1) 製造者証明書、その他低濃度 PCB 廃棄物等の分析の必要性を確認できる書類

- (2) 検査報告書、その他低濃度 PCB 廃棄物等の分析の検査結果を確認できる書類
- (3) 履歴事項全部証明書、その他資本金又は出資の総額が確認できる書類
- (4) 所得税申告書、課税証明書、雇用保険被保険者証、その他常時使用する従業員数等を確認できる書類
- (5) 見積書、契約書、その他契約状況を確認できる書類
- (6) 帳簿、伝票、通帳、領収証書、その他収支状況を確認できる書類
- (7) 日誌、写真、その他補助事業の履行状況が確認できる書類
- (8) 産業廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、その他低濃度 PCB 廃棄物等の適正処理を確認できる書類
- (9) 交付申請書類、交付の決定に関する書類

(附則)

この要綱は、平成 29 年 10 月 2 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日以後に絶縁油中の PCB 濃度分析に着手した事業について適用する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、当該年度 4 月 1 日以後に絶縁油中の PCB 濃度分析に着手した事業について適用する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 18 日から施行し、当該年度 4 月 1 日以後に絶縁油中の PCB 濃度分析に着手した事業について適用する。

この要綱は、令和 6 年 3 月 8 日から施行し、当該年度 4 月 1 日以後に絶縁油中の PCB 濃度分析に着手した事業について適用する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、当該年度 4 月 1 日以後に絶縁油中の PCB 濃度分析に着手した事業について適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

対象となり得る電気機器の種類	確認要件
絶縁油の交換又は注入を行うことができる電気機器であって、平成 5 年以前に製造されたもの又は平成 6 年以降に製造されたもので絶縁油の入替が行われているもの。	製造者から絶縁油中の PCB 濃度が 0.5mg/kg 以下である旨の確認を得ることができない左記の電気機器（銘板等がないため、製造者、型式等を確認することができない電気機器を含む。）
絶縁油の交換又は注入を行うことができない電気機器であって、平成 2 年以前に製造されたもの（安定器及び安定器を解体したものを除く）	
上記以外の電気機器であって、絶縁油中に PCB を含んでいる可能性のあるもの。	

別表 2 (第 3 条関係)

業種	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
その他	3 億円以下	300 人以下

別表 3 (第 4 条関係)

補助金対象経費	補助率	上限額
PCB 濃度分析に要した経費のうち、次に掲げるもの	1/2 以内	1 台あたり 15,000 円
1 試料採取及び試料運搬費用		
2 PCB 濃度分析費用		
3 分析結果書作成費用		

別表 4 (第 5 条関係)

共通添付書類		補助要件等確認書（別記第 4 号様式）
		経費の配分調書（別記第 5 号様式）
		PCB 濃度分析費用精算書（別記第 6 号様式）
		分析必要性確認書類（製造者証明書等）
		分析結果書（分析機関が発行したもので、機器ごとに分析結果がわかるもの）
		領収書（分析費用・その他経費など内訳のわかるもの）
		振替口座確認書
		電子交付申請書兼メールアドレス確認書（別記第 7 号様式）（道からの補助金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、補助金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に、提出すること。）
		その他知事が必要と認める書類
個人（第 3 条第 1 号に規定する者）	法人の解散又は個人事業の廃止により保管することとなった個人	前保管者が法人の場合には閉鎖謄本等 前保管者が個人事業主の場合には個人事業の廃業届出又は廃業証明の写し 破産管財人の場合には管財人証明書
	上記以外の理由で保管することとなった個人（第 3 条第 2 号に規定する者を除く）	課税証明書又は所得税申告の写し
法人等（第 3 条第 2 号に規定する者）		資本金又は出資の総額並びに出資の割合を証する書類（確定申告書添付書類等）
		従業員数を証する書類（確定申告書添付書類等）
		特別の法律によって設立された組合又はその連合会にあっては、定款及び組合員名簿
市町村（第 3 条第 3 号に規定する者）		事業精算書（別記第 8 号様式）

別記第1号様式（第5条関係）

年度 補助金等交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所

氏 名〔法人の場合は、法人の
名称及び代表者の氏名〕

事業（事務）名 _____

上記の事業（事務）に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業（事務）の目的及びその概要
- 2 事業（事務）の着手及び完了の予定期日
着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 3 補助金等交付申請額 金 円

	職・氏名	連絡先（電話番号）
本件責任者		
担当者		

第 年 月 日 号

北海道知事 様

補助事業者等
(団体等名及び代表者氏名)

補助金に係る消費税等仕入控除税額について
年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金の交付決定を受けた 事
業について、同指令条件第 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金 に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4 要補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署受付済みのもの)
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の内訳を記載した書面(別記様式別紙)
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済みのもの）
- ・2割特例の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における「税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）」を選択した消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセントを超えることを確認できる資料

	職・氏名	連絡先（電話番号）
本件責任者		
担当者		

注1 押印する場合は、本件責任者等の記載を要しないこと。

2 間接補助事業等の場合にあつては、集計表（各事業実施主体ごとの1から6までの事項を記載した書面及び別記様式別紙）を添付すること。

補助金に係る消費税等仕入控除額の内訳

補助事業者等

	課税売上割合95%以上		個別対応方式		一括比例配分方式		課税売上割合	%
--	-------------	--	--------	--	----------	--	--------	---

区分	補助対象経費 ①	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③	③の内訳			仕入控除額 ⑥	補助率等 ⑧	補助金に係る 消費税等 仕入控除税額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非課税		課税売上 対 ④	共通売上 対 ⑤	非課税売上 対 ⑥			
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		

注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

注2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

- (1) 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥
- (2) 課税売上高が5億円超え、又は課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+ [⑤× (課税売上割合)]
- (3) 課税売上高が5億円超え、又は課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③× (課税売上割合)

別記第3号様式（第8条関係）

年度補助金等交付申請取下書

年 月 日

北海道知事 様

住所

補助事業者等

氏名 [法人の場合は、法人の]
[名称及び代表者の氏名]

事業（事務）名 _____

上記の事業（事務）に関して、 年 月 日付け（記号）第 号指令で
補助金等の交付の決定を受けましたが、次の理由によりその交付申請を取り下げます。

（取下げの理由）

	職・氏名	連絡先（電話番号）
本件責任者		
担当者		

- 注 1 この様式は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合において、当該交付申請を取り下げるときに使用すること。
- 2 この様式には、取下げの理由の参考となる事項を記載した書類を添付すること。

補助要件等確認書

1 事業計画

補助事業等の計画	
補助事業等の実施により見込まれる効果	

2 申請者の要件への該当確認（各申請者区分に応じて該当する部分に記載）

個人
個人が申請に係る電気機器を保有することとなった経緯 （該当するものに○で囲む（その他の場合は括弧内に具体的に記載）） 前保管者が法人 ・ 破産管財人 ・ その他（ ）
中小企業者・個人事業主
申請者の主たる業種 _____業 資本金 _____円 常時使用する従業員数 _____人
申請者の発行済株式の総数に対する割合又は出資の総額の二分の一以上を占める者 （なし・ありのいずれかを○で囲み、ありの場合にはその内容を記載） ・なし ・あり 主たる業種 _____業 資本金 _____円 常時使用する従業員数 _____人
完全支配関係（法人税法第4条の2）への該当について（いずれかを○で囲む） 有 ・ 無
中小企業団体等
直接又は間接の構成員たる者のうち、中小企業に該当する者の割合 _____%
中小法人
主たる業種 _____業 常時使用する従業員数 _____人
市町村
常時使用する職員数 _____人
財政力指数 昨年度 _____ 2年度前 _____ 3年度前 _____ 直近3カ年の平均値 _____

3 低濃度PCB廃棄物等に該当することが判明した場合の処分予定年月

処分予定年月 _____年 ____月

4 補助希望対象機器及び補助申請額算出調書

電気機器 の種類	電気機器の型式等			数量 (台)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象経費 及び 補助基本額 (円)	補助率	補助金交 付申請額 (円)	備 考
	製造 者名	製造 番号	製造 年月						
							1/2以内		
							1/2以内		
							1/2以内		
							1/2以内		
							1/2以内		
合 計							1/2以内		

注 1 この様式には、PCB濃度分析に係る補助事業に要する経費のみを記載すること。

2 「補助金交付申請額」欄は、補助対象経費及び補助基本額の1/2又は1台あたり15,000円のどちらか低い額を記載すること。

経費の配分調書

区 分	補助事業等に要する経費	負 担 区 分					備 考
		道 費 補 助 (申請) 額	自 己 負 担 額	道 費 補 助 金 以 外 の 補 助 金 等 の 額	寄 附 金	そ の 他	
	円	円	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	円	円	

- 注 1 「区分」欄には、経費名又は細分された事業（事務）名を記載すること。
- 2 「負担区分」欄中「その他」の欄には、当該補助事業等に要する経費を支弁するための財源として、「道費補助（申請）額」欄、「自己負担額」欄、「道費補助金以外の補助金等」欄又は「寄附金」欄に記載すべき収入金以外の収入金があるときは、その額を記載し、かつ、その収入金の内容を「備考」欄に記載すること。
- 3 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。
- 4 「負担区分」欄を「道費補助（申請）額、自己負担額、道費補助金以外の補助金等、寄附金、その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

P C B 濃度分析費用精算書

事業（事務）名 _____

収入の部

収入の内容	計画額	精算額	内 訳		備 考
			収入済額	収入未済額	
	円	円	円	円	

支出の部

支出の内容	計画額	精算額	内 訳		不用額	備 考
			支出済額	支出未済額		
	円	円	円	円	円	

上記のとおり精算したことを証明します。

年 月 日

(氏 名)

	職・氏名	連絡先（電話番号）
本件責任者		
担当者		

- 注 1 この様式には、当該補助事業等に要した経費のみを記載すること。
- 2 「収入の内容」には当該補助事業等に係る補助金及び他の補助事業による収入等を記載すること。
- 3 「支出の内容」欄は、当該補助事業等に係る自己負担分について、自己資金、借入金等その他の支出の内容に従い記載して差し支えありません。
- 4 「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。
- 5 「不用額」欄には、「計画額」欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。

別記第7号様式（第5条関係）

電子交付申出書兼メールアドレス確認書

電子交付サービスを利用した次の事業に係る道からの通知について電子により交付を受けたいので申し出ます。

通知の受取に使用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 対象事業
低濃度 PCB 含有電気機器把握支援補助事業

2 対象文書
指令

3 受取担当者

所	属	
役	職	
氏	名	
メールアドレス		

北海道知事 様

年 月 日

住 所
法 人 名 (個人の場合は、氏名)
代表者職・氏名
担当者職・氏名
連絡先 (電話)

※この様式は、申請等の際に、道の担当者まで提出してください。

※「noreply@gmosign.com」の差出人名から、メールが届きます。

別記第8号様式（第5条関係）

事業精算書

事業（事務）名 _____

収入の部

科 目				予 算 額		精 算 額	内 訳		備 考
款	項	目	節	当 初	更生後の額		収入済額	収入未済額	
				円	円		円	円	

支出の部

科 目				予 算 額		精 算 額	内 訳		不用額	備 考
款	項	目	節	当 初	更生後の額		支出済額	支出未済額		
				円	円		円	円	円	

上記のとおり精算したことを証明します。

年 月 日

〇〇市（町村）長（氏 名）

	職・氏名	連絡先（電話番号）
本件責任者		
担当者		

- 注 1 この様式には、当該補助事業等に要した経費のみを記載すること。
- 2 「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けた者における通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。
- 3 「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者等の議決機関等における最終の更正後の額（予算の流用による更正後の額を含む。）を記載すること。
- 4 「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。
- 5 補助事業者等が市町村である場合は、「収入の部」には当該補助事業等に係る特定財源のみを記載し、備考欄に予算の区分（一般会計又は特別会計）を記載すること。
- 6 「不用額」欄には、「更正後の額」（更正していない場合は、「当初」）欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。